⑶　工事場所
上部工事（塩浜地区）
自）千葉県浦安市美浜４丁目
至）千葉県市川市塩浜３丁目
既設歩道橋撤去工事（新宿地区）
自）東京都葛飾区新宿４丁目
至）東京都葛飾区金町４丁目
⑷　工事内容
上部工事（塩浜地区）
塩浜立体海側橋梁第１橋橋種：３径間連続合成細幅箱桁橋、橋長：160m、支間長：40m＋80m＋40m
工場製作工　約480ｔ、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式、橋梁現場塗装工　約380㎡、床版工（合成床版）　約1,560㎡、橋梁付属物工　１式
（指定部分）
既設歩道橋撤去工事（新宿地区）
新宿４丁目歩道橋（橋長：20.8m、支間長：19.15m）
金町４丁目歩道橋（橋長：21.3m、支間長：19.5m）
歩道橋撤去工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から令和６年８月９日まで。
指定部分　契約締結の翌日から令和６年３月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約480ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
詳細は、入札説明書による。
⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　出来高部分払方式
⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧　「設計審査会」の設置対象工事
⑨　施工箇所が点在する工事
⑩　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑪　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑫　工事工程表の開示試行工事
⑬　週休２日制適用工事【発注者指定方式】
⑭　新技術導入促進(I)型
⑮　技術提案簡易評価型
⑯　「生産性向上チャレンジ」の試行工事
⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑱　条件明示チェックリスト開示の試行工事
⑲　監理技術者育成交代モデル工事（試行）
⑳　建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（発注者指定型）
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」「安全費」及び「営繕費」（以下、「実績変更対象費」という。）について、工事請負契約締結後から工事着手前までの間に実施計画書の提出を求め、監督職員の承諾を得て実施された内容について、最終精算変更時にその金額を実績により変更する「間接工事費実績変更方式の試行工事」である。なお、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ―20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。
㋑　橋梁形式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋の工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋及び単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が60m以上の工事であること。
㋓　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。
ａ）トラッククレーン工法（クローラクレーンによる施工を含む。）
ｂ）トラッククレーンステージング工法（クローラクレーンによる施工を含む。）
㋔　鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。ただし、上記㋐～㋓は同一工事とし、㋔は別工事でもよい。
なお、㋔を別工事とする場合は㋐を満たすこと。ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和５年３月８日までを予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
詳細は入札説明書による。
②　１人の者が、平成19年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。